

住宅等の新築（改築）に伴う排水設備工事について

（1）公共汚水ますの設置について

新規に公共汚水ますが必要なときは、公共汚水ます設置の申請をする必要があります。設置工事は、下水道課が発注します。また、申請してから工事完了までに2～3か月かかる場合がありますので速やかに申請をしてください。

※公共汚水ます設置工事が完了していないとつなぎ込みができません。

※受益者負担金についてのご確認もお願いします。

負担金が納まっていない場所は、新たに負担金を納めていただくことになります。



（2）排水設備工事(つなぎ込み)計画の申請について

下水道へのつなぎ込みを行うときは、工事計画を申請する必要があります。計画に問題がなければ、計画確認通知書が交付されますので、工事を始めてください。



問合せ 上下水道部 下水道課
〒949-6746 南魚沼市畔地 315 番地
電話 025-774-2740
FAX 025-774-2880